

# 令和6年度第2回定時理事会議事録及び議論内容

## 1 日時

令和6年12月9日（月） 午前10時00分から午前11時30分まで

## 2 場所

小平市美園町一丁目8番5号 小平市民文化会館 3階会議室

## 3 出席者

### （1）出席者

理事：関口徹夫（代表理事・議長）、栗山丈弘、剣持庸一、玉置善己、余語聰

監事：菱山園子、村上哲弥

### （2）欠席者

なし

### （3）事務局

首藤事務局長兼総務課長、新井事業課長、関口事業担当係長、師岡ふるさと村担当係長、玉井管理担当係長、新井総務担当係長、永瀬総務担当主任

## 4 議題

第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 令和7年度事業計画（案）について」

第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 就業規則の一部改正について」

第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 職員の給与に関する規程の一部改正について」

第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 職員の被服貸与規程の廃止について」

第5号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 令和6年度第2回評議員会の招集について」

## 5 定足数の確認

理事の現在数5名、会議の定足数3名のところ、本日の出席者5名という報告があり、公益財団法人小平市文化振興財団定款（以下、定款という。）第35条の規定により定足数に達しているので会議は成立している旨が確認された。

## 6 議事の経過の要領及びその結果

午前10時00分、定款第34条の規定に基づき、関口代表理事が議長となり開会を宣言した。

### （1）第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 令和7年度事業計画（案）について」

首藤事務局長兼総務課長（以下、首藤事務局長という。）及び新井事業課長より、資料に基づき説明が行われた後、出席理事全員一致で議案は原案のとおり可決された。

### （2）第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 就業規則の一部改正について」

首藤事務局長より、資料に基づき説明が行われた後、出席理事全員一致で議案は原案のとおり可決された。

(3) 第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 職員の給与に関する規程の一部改正について」

首藤事務局長より、説明が行われた後、出席理事全員一致で議案は原案のとおり可決された。

(4) 第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 職員の被服貸与規程の廃止について」

首藤事務局長より、説明が行われた後、出席理事全員一致で議案は原案のとおり可決された。

(5) 第5号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和6年度第2回評議員会の招集について」

首藤事務局長より、説明が行われた後、出席理事全員一致で議案は原案のとおり可決された。

## 7 報告事項

(1) 代表理事の職務執行の状況について

(2) 令和6年度上半期 事業報告および財務諸表等について

## 8 議論内容

(1) 前回評議員会の概要

首藤事務局長から、次のように報告があった。

首藤事務局長 前回の理事会後、本年6月27日に開催された評議員会の状況や当財団の対応について、概要をご報告する。

当時は、当財団の令和5年度の事業報告及び決算の承認が主な議題であった。全ての議案について承認をいただいているが、全体で15点程度、事業報告や決算に関するご質問やご意見があった。

はじめに、修繕実績の中に示した、中ホール手摺設置修繕について、具体的な場所のご質問があった。当該修繕は中ホール客席下手の端から降りる階段と、エレベーターホール脇の階段の1階から2階にかけて設置したものであることをお答えしている。

2点目として、ホールを利用した際にゴミが目立つことから、契約している清掃の委託業者について確認があった。清掃業者は市民文化会館の建物総合管理に関する長期委託契約の一部であり、原則として催しの後には清掃を実施しているが、使用が夜間である場合には翌朝に清掃を実施する場合があることと、ホールの使用がない場合にも清掃を行っていることをご説明し、今後も施設の適切な維持管理に努めていくことをお伝えした。

3点目として、友の会の退会者を増やさないためにどのような工夫をしているか、また会員に送付される資料が一色刷りの簡素なものが多く、そういったことが退会に結び付いているのではないか、とのご意見があった。令和5年度は入会者640人に対して退会者は546人であり、会員数の減少を防ぐため、インターネット入会の会員に対して会員期限の前に継続入会を促すメールを送付していることをご説明し、会員への送付物については、最新の情報をお送りするために自主制作、自主印刷をしている側面があり、見え方や見せ方について丁寧に考えていくことをお伝えした。

4点目として、貸借対照表上の未払金について、相手先がどこであるか、現在はどれくらい減少しているのか、ご質問があった。未払金は主に3月分の館内清掃やビルメンテナンス、受付業務、舞台管理業務等の請求であり、年度末日では未払金であったが、評議員会当日の時点ではすべて支払済みであることをお答えしている。

5点目として、広告収入の内容や、さらに広告収入を増やしていくことはできないか、とのご質問があった。広告収入の内容は、2か月ごとに発行しているルネこだいら情報紙に設けている広告欄への掲載料であり、様々な業種の事業者から掲載希望があることをご説明し、掲載に関する相談等に迅速に対応し、さらに広告収入を確保できるよう努めていく旨をお答えしている。

6点目として、福利厚生費の内容についてご質問があった。福利厚生費については、職員の健康保険や労働保険等の社会保険料であることをお答えしている。

7点目として、市返還金は何かの規程に定められているのか、とのご質問があった。返還金については、市と当財団で取り交わしている指定管理に関する協定に基づき、指定管理料の不用額を返還することとしており、令和5年度は主に光熱水料費に生じた不用額を返還していることをご説明している。

8点目として、施設管理収入は貸館に関する収益なのか、とのご質問があった。貸館業務に関する収入、経費は他1の収益事業等会計に、公益法人として公益のために活動する収入、経費は公益目的事業会計に計上していることをお答えしている。

9点目として、ホール内でインターネット配信をする場合のホール使用料は、インターネット配信をしない場合と同じか、とのご質問があった。ホール使用料については、インターネット配信の有無によって変わることはない旨をお答えしている。

10点目として、貸館利用者の仕込みやリハーサルの内容が変わってきてることについて、具体的に教えてほしい、とのご質問があった。近年はヒップホップダンス公演などのように、照明・演出の調整やグループごとのリハーサルなどに数日かけ、本番は1日で行うケースも増えてきており、そのような場合にはホールの稼働率は高くなる一方、入場者数には反映されにくいという例や、コロナ禍を経て、積極的に集客を行わないような利用もあることをご説明している。

11点目として、他の事業に比べて市民名画座のチケット販売率が低いが、財団としてどのように扱っていくか、というご質問があった。市民名画座は、一昔前の大きな映画館の雰囲気の中でロードショーではない映画を見るという趣旨の事業だが、映画鑑賞に適した1階席の約700席のみを利用し、1回の上映で約200人の入場者があるため、一定の事業目標は達成していると考えている旨をお答えしている。

12点目として、遠出をせず地元で、映画や著名な方の公演を楽しむことができ、また地域に住むものとして、ルネこだいらでの吹奏楽やダンスの催しに高校生などが参加し、地域の活性化につながっていることをうれしく思っている、とのご意見をいただいた。当財団としても、地域の商店と情報交換する中で、ルネこだいらの自主事業や貸館でのダンス公演等の催しが行われた際に、近隣の店舗で飲食等の利用があると聞いており、当館の活動が地域の活性化につながっていると捉えていることをお答えしている。

13点目として、光熱水料費の変動について、自主事業収入等がプラスになり、前年度よりも事業が拡大している中で、当年度の方が実績額が減っているのはなぜか、また、市返還金の光熱水料費以外の要因はなにか、というご質問があった。令和5年度の予算を算出するに際し、前年度の高騰を踏まえて強めに光熱水料費を計上したことや、令和5年度からの電気の調達について、これまで契約していた新電力が撤退し、東京電力から調達することとなったが、結果として電気料金が前年度よりも安くなつたこと、また、これらによって生じた光熱水料費の不用額が市返還金につながっていることをご説明している。

14点目として、小平市民文化会館開館35周年記念事業積立資金の目標額や積み立て状況について、ご質問があった。小平市民文化会館開館35周年記念事業積立資金は、当初は上限額を700万円としていたが、最終的には1,000万円に設定しており、令和5年度末の時点で約700万円の積み立てとなっていることと、今後の積み立て状況によっては、上限額の変更や、令和5年度に発生した黒字分を令和6年度事業の中で還元することなどの対応を考えいくことをお答えしている。

最後に15点目として、職員数や施設使用料が、経営計画には示されているが決算資料には示されていないことについて、財団やルネこだいらの機能を示す上で重要な情報であるため、当日配布でもいいので資料に記載してほしい、とのご意見をいただいた。決算報告などの機会に財団の基本的な状況を共有することは重要であると考えるが、施設使用料は市の決算と連動しており、市との調整が必要である旨をお答えした。

以上が、本年6月に開催された評議員会の概要と当財団の対応等である。

報告は以上である。

事務局からの報告後、特に質疑はなかった。

## (2) 報告事項 代表理事の職務執行の状況について

関口代表理事から、次のように報告があった。

関口代表理事 私、代表理事の職務執行状況について、本年度上期の状況を中心に、ご報告する。

小平市民文化会館の自主事業では、開館30周年記念事業を開催した昨年度に比べると4事業少ない20事業を実施した。また、本年度は、新たな指定管理期間の初年度となるので、利用者の皆様のご期待に沿えるよう事業内容の工夫と事務の効率化を図るように、また、施設管理については、開館、開園から30年を超えており、お客様の安全・安心の確保の観点から、適切な措置を行っていくよう事務局職員に指示した。

次に、主な自主事業であるが、鑑賞系事業では、「デビュー55周年記念 南こうせつコンサートツアーアジア2024」、全国公立文化施設協会が主催として実施した「松竹大歌舞伎」、お客様から大変好評でシリーズとなっている「ランチタイムコンサート」や「1アワーコンサート」、安定して人気のある「ルネ・お笑い演芸館」や「ルネこだいら寄席 特撰落語会」など、幅広いジャンルの公演を開催し、いずれもチケットの販売は、概ね好調であった。

啓発系事業では、夏休み恒例の「ルネこだいら夏休みフェスタ」については、コロナ禍以降、実施できずにいた楽器体験企画「楽器にふれよう」を再開することができ、夏休みフェスタ全体の入場者数は、昨年度を上回るものとなった。また、本年度は、東京都交響楽団による「サラダプレミアムコンサート」が2年ぶりに当館において実施され、多くの方に音楽をはじめとする文化・芸術に触れる機会をご提供できたものととらえている。

次に、施設管理関連では、維持・管理の一環として、27件の修繕を行った。内訳は、空調設備関係11件、電気設備関係5件、衛生設備関係2件、舞台機構関係3件、備品・附属設備関係6件である。

次に、小平ふるさと村では、四季折々の季節を感じる屋外型施設として、21事業を実施し、

多くのお客様にご来園いただいた。

催し物では、郷土の歴史的文化の継承事業として、「紙芝居」、「初心者ベーゴマ教室」などの恒例となっている事業のほか、「わら細工体験教室」や「ミニほうき作り体験教室」、さらに、旧神山家住宅主屋でバイオリン演奏を交えて演劇を上演する「ふるさと芝居 賢婦人の一例」などを実施した。また、「春を楽しむ日」「ゴールデンウィークまつり」「灯りまつり」などの参加型の事業も引き続き開催し、ご来園の皆様が楽しいひとときを過ごせるように努めた。

次に、施設管理関連では、旧小川家住宅玄関棟の犬走りと玄関前の三和土の撤去保管修繕などを行い、施設の適切な維持・管理に努めた。

最後に、監査であるが、先月20日に村上監事及び菱山監事により、令和6年度の期中監査を実施していただき、本年度上半期の事業及び経理事務等の執行、並びに理事の職務執行について、適正に処理されているとの監査講評をいただいている。

以上が、私の直近までの職務執行状況である。

関口代表理事からの報告後、特に質疑はなかった。

### （3）報告事項 令和6年度上半期 事業報告および財務諸表等について

関口議長の求めに応じて、首藤事務局長及び新井事業課長から次のように説明された。

新井事業課長 はじめに、私からは事業報告として、本年度4月から9月末までの自主事業と施設の運営状況をご説明申し上げる。

はじめに、小平市民文化会館である。小平市民文化会館の自主事業は、年間計画60事業のうち、資料1の10ページ上段に掲げているとおり、上半期は、20事業を実施し、延べ人数は15,876人であった。昨年度の上半期は、24事業を実施し、延べ人数は、19,065人であったので、昨年度と比較して、3,189人の減である。個々の事業の概要については、資料1の1ページから8ページまでをご覧いただきたい。

小平市民文化会館の自主事業全体では、1ページから2ページまでの鑑賞系事業は、12事業を実施し、入場者数は9,550人、3ページ及び4ページの啓発系事業は、3事業を実施し、入場者数は4,613人、5ページの育成系事業は、1事業を実施し、入場者数は481人、6ページの支援系事業は、3事業を実施し、入場者数は1,151人、8ページの地域の振興に関する事業は、1事業を実施し、参加者数は81人。合計で20事業を実施し、延べ人数は15,876人で、昨年度の上半期と比較して、3,189人の減である。

次に、11ページをご覧いただきたい。小平市民文化会館の、令和6年度上半期の、施設の利用状況をご説明申し上げる。大ホールの使用率は89.0%で、昨年度と比較して8.6ポイントの増、中ホールの使用率は81.0%で、昨年度と比較して7.7ポイントの増、レセプションホールの使用率は81.6%で、昨年度と比較して8.3ポイントの増であった。ホール以外の施設では、展示室の使用率は48.8%で、昨年度と比較して0.3ポイントの増だったほか、練習室1、2、3を含めたその他施設全体の使用率は81.1%で、昨年度と比較して1.8ポイントの減であった。利用者数は、すべての施設合計139,944人で、昨年度と比較して41,196人の増であった。使用率及び利用者数が増となった主な要因として、今年度は、8月

に当館が東京都高等学校吹奏楽コンクールの会場として使用されたことから、例年に比べ、コンクールへ向けた練習としてのホールの利用が増えたことと、コンクール期間中の6日間で、延べ約34,000人が来場したことによるものと捉えている。

次に、13ページをご覧いただきたい。上半期の主な修繕実績である。空調設備では、チラーラーR-1a圧縮機交換修繕、電気設備では、第一受変電設備コンデンサー盤交換修繕、衛生設備では、雑用水揚水ポンプチャッキ弁交換修繕、舞台機構では、中ホール緞帳落下防止金具取付修繕、その他、備品、附属設備等では、練習室前デジタルサイネージシステム設置等修繕などを行い、施設の適切な維持・管理に努めた。下半期についても、年度当初に掲げた予定修繕、その他緊急修繕など、建物、施設の保全を図る予定である。

次に、16ページをご覧いただきたい。施設の管理運営に関する事業である。今年度上半期は、例年開催をしている、世界のピアノ弾き比べ体験会及びバックステージツアーアー2024を実施した。バックステージツアーアー2024は、中学・高校生が、当館舞台スタッフから舞台・照明・音響の仕組みを学び、実際の舞台の仕込み、照明、音響操作のほか、舞台・照明・音響機構を用いた舞台出演者を体験できる企画で、観客として足を運ぶだけでは見られない舞台の裏側を知り、ホールの業務を体験することで、ホールに関わる職業に興味を持つきっかけづくりを図った。

以上が小平市民文化会館の、本年度4月から9月末までの自主事業と施設の運営状況である。

次に、小平ふるさと村の自主事業と施設の運営状況をご説明申し上げる。小平ふるさと村の自主事業については、年間計画42事業のうち、資料1の10ページ上段に掲げているとおり、上半期は、21事業を実施し、展示事業及び観光案内を除いた延べ人数は、6,974人であった。昨年度の上半期は、20事業を実施し、延べ人数は6,010人であったので、昨年度と比較して、964人の増である。個々の事業については、資料1の7ページから9ページまでをご覧いただきたい。

小平ふるさと村の自主事業全体では、郷土の歴史的文化の継承事業は、7ページの参加事業は、10事業を実施し、参加者数は533人、8ページの展示事業は、4事業を実施し、観覧者数は11,865人、8ページの小学校団体見学受入は、1事業として捉え、参加者数は416人、9ページの地域の振興に関する事業は、5事業を実施し、参加者数は6,025人、9ページの、通年で実施をしている観光案内は、1事業として捉え、10ページ上段に掲げているとおり、合計で21事業を実施し、展示事業及び観光案内を除いた延べ人数は6,974人で、昨年度と比較して、964人の増である。

次に12ページをご覧いただきたい。入園者数である。上半期の入園者数は、31,864人で、昨年度と比較して、942人の増であった。

次に、15ページをご覧いただきたい。上半期の主な修繕実績である。小平ふるさと村では、旧小川家住宅玄関棟犬走り三和土撤去保管修繕などを行い、施設の適切な維持・管理に努めた。下半期においても、日々の点検を行うとともに、施設の適切な維持・管理に努めていく。

以上が小平ふるさと村の、本年度4月から9月末までの自主事業と施設の運営状況である。

事業報告の説明は、以上である。

首藤事務局長 続いて、私からは、財務諸表等をご説明する。

お手元の資料、資料1の17ページの期中の貸借対照表をご覧いただきたい。当年度（9月末）時点の状況であるが、Iの資産の部は、1の流動資産と2の固定資産を合わせ、資産合計6億7,023万7,384円である。IIの負債の部は、1の流動負債により、負債合計が161万1,604円である。IIIの正味財産の部は、1の指定正味財産と2の一般正味財産を合わせ、正味財産合計6億6,862万5,780円である。これにより、最下段の負債及び正味財産の合計は、6億7,023万7,384円となっている。

次に、18ページの貸借対照表内訳表は、当年度（9月末）時点の、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の会計区分ごとの内訳をお示ししたもので、右端の合計欄は、前のページでご説明した貸借対照表の当年度（9月末）の各項目の金額と一致している。

次に、19ページから、当年度（9月末）時点の正味財産増減等の状況について、ご説明する。令和6年4月1日から令和6年9月30日までの正味財産増減計算書上段のIの一般正味財産増減の部の、1の経常増減の部の、(1)経常収益であるが、合計で3億2,218万1,379円となっている。同ページ下段の(2)経常費用であるが、①事業費については、合計で2億1,441万6,353円、②管理費については20ページ上段の管理費計のとおり148万217円となっている。したがって、その下の当期経常増減額及び2の経常外増減の部の(2)経常外費用の当期一般正味財産増減額は、ともにプラス1億628万4,809円となり、一般正味財産期末残高は、1億6,862万5,780円、また、最下段のIIIの正味財産期末残高は、6億6,862万5,780円となっている。今回は上半期の期中監査であるので、今後も催し物の開催によるチケット売上などの収益やコンサートなど公演終了後の費用の支出がある。現在は収入が先行しているが、期末に向け、財団の事業も進んでいくので、全体としての収支の増減は、今後も変動があるものと考えている。

次に、21、22ページは、当年度（9月末）時点の正味財産増減計算書の会計別内訳であって、右端の合計欄は、ただ今ご説明した正味財産増減計算書の当年度（9月末）の各項目の金額と一致している。

次に、23ページの令和6年9月30日現在の財産目録であるが、貸借対照表の明細を示すものとして、預金口座や地方債等の明細を記載している。なお、より内容を明確に表すため、中段の特定費用準備資金については今回から基金の名称を記載するよう変更している。

次に、資料2の附属資料は、1～6ページが委託契約、7～9ページが物品契約、10～11ページが賃貸借契約の契約台帳である。

また、資料3の参考資料は、貸借対照表と正味財産増減計算書の、当年度9月末と前年度9月末との比較表である。2ページの正味財産増減計算書上段の経常収益では、やや収益が減となっているが、これは主に、指定管理料のうち委託費について、前年度よりも増額していただいている一方で、自主事業収入については小平市民文化会館の開館30周年の記念事業を行った前年度に比べて減少しているため、その差額が生じたものであると捉えている。3ページ中段の経常費用については、主に電気の供給契約の変更による電気料金の値上がりのため、概ね800万円程度上昇している。

これらの内容を踏まえて、先月20日に実施した期中監査の結果についてご報告する。菱山監事、村上監事の両監事からは、業務執行については適正に行われており、事業報告は法令及び定款に従い、事業の実施状況等を正しく示しているものと認め、また、貸借対照表、正味財産増減

計算書及び財産目録は、一般的に公正妥当と認められる公益法人会計基準、法令、定款及び会計処理規程に従い、財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認められる、との監査報告をいただいている。また、特段指摘すべき事項はないとのご講評であった。

監査の中での確認事項の一例として、新聞折込みの業務委託を行っていることに関連して、配布エリアや部数、新聞購読自体が減っていることをどう捉えているか。また、松竹大歌舞伎のチケット販売率が81%となっているが、要因をどのように考えているか、といったものがあった。新聞折込みに関しては、小平市内を中心に、西武線沿線に約35万部を配布しており、新聞購読者の減少傾向は私どもも課題と考えているので、新聞を購読していない層へのアプローチとして、タウン紙への広告掲載、駅へのポスター掲示、出演者にご協力いただいてのSNSでの発信等を行っているところである。また、松竹大歌舞伎のチケット販売率がいまひとつ振るわなかつた要因としては、平日昼間の公演であり、チケット価格が当館の他の公演のチケット価格と比較すると、やや高額であったことなどによるものととらえている。事務局としては、今年度の残りの期間、引き続き公益財団法人として適切な事業と予算の執行に努めていく。以上が財務諸表等のご説明と期中監査結果の報告である。

事務局からの報告後、特に質疑はなかった。

（4）第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 令和7年度事業計画（案）について」  
関口議長の求めに応じて、新井事業課長から次のように説明された。

新井事業課長 第1号議案、公益財団法人 小平市文化振興財団 令和7年度事業計画（案）について  
ご説明申し上げる。

現在、関係各所と調整を行っている公演もあり、日程や出演者等が決定していないものもあるが、現時点において概ね調整が整っている、令和7年度の自主事業計画案について、概要をご説明申し上げる。

はじめに、第1号議案資料の1ページの、令和7年度 小平市文化振興財団 事業計画（案）をご覧いただきたい。計画案の全体としては、当財団の理念である定款で規定する目的を達成するため、第1次経営計画において、文化芸術を誰もが共有し、担い手を育て、まちへの愛着を持ちながら更に発展するよう、「～親しみ 支え 育み つながる～」をキャッチフレーズとして掲げ、運営方針に基づき、事業計画を立案する。

次に、令和7年度 小平市民文化会館の自主事業計画案の概要をご説明申し上げる。第1号議案資料の2ページ、A3版横長の、令和7年度小平市民文化会館 自主事業 分類別・月別計画表（案）をご覧いただきたい。表の一番左の列に、鑑賞系事業の計画案を掲載している。4月に、武田鉄矢率いるフォークバンド、海援隊のコンサートを、5月には、実力、人気をともに兼ね備えた若手チェリスト、宮田大のコンサート、9月には、小学生時代から江藤俊哉氏に師事し、来年2025年にデビュー50周年を迎える小平市ゆかりの世界的ヴァイオリニスト、千住真理子のコンサートを、1月には、日本古来から伝承されている音楽、雅楽の演奏を行う集団の、東京楽所による伝統音楽、雅楽の世界を計画している。このほか、人気の落語の公演として、入場料千円で気軽に楽しめるルネお笑い演芸館を5月と9月に、寄席の公演を、6月と12月に計画

をしている。平日夜に1時間公演の1アワーコンサートでは、実力、人気ともに群を抜く、東京多摩地域ゆかりのピアニスト、福間洸太朗を迎えて、10月、11月、12月の3回公演を計画する。また、平日昼に1時間公演のランチタイムコンサートを、5月、7月、9月、11月、3月に5回計画をしている。子育て世帯や家族等がともに楽しめる事業としては、6月に、日本を代表する演劇集団、劇団四季のミュージカル、赤毛のアンの公演を、7月には、幼児に大変人気のある、こども向け音楽・体操ユニット、ケロポンズの公演を、3月には、人形劇 ルドルフとイッパイアッテナを計画している。

次に、表の左から2番目の列に、啓発系事業の計画案を掲載している。啓発系事業では8月に、ルネこだいら夏休みフェスタを、アウトリーチの出前コンサートでは、市内の小学校を対象に、吹奏楽のコンサートを、9校で実施する予定で計画をしている。このほか、「吹奏楽のまち こだいら」の推進を図る事業として、9月に航空自衛隊音楽隊演奏会、12月に陸上自衛隊音楽隊演奏会、2月に東京消防庁音楽隊演奏会を計画し、吹奏楽の魅力に興味を持つきっかけになるような、良質な演奏会を実施していきたいと考えている。

表の左から3番目の列には、育成系・支援系事業の計画案を掲載している。4月には、春の高校演劇スペシャル、5月には、こだいら雨情うたまつり、7月には、地域で活動するアーティストバンクこだいらの登録アーティストが出演するホリデーコンサート、9月には市民参加型企画の市民ピアノリレー、10月には、ルネこだいら中学演劇祭と、12月に、こだいら合唱団演奏会を計画している。育成系・支援系事業における「吹奏楽のまち こだいら」の推進を図る事業としては、10月に、中学・高校生を対象として、演奏する楽しさを体験できるプログラムを組み込んだ、東京吹奏楽団による楽器クリニックと合同演奏会を計画している。なお、東京吹奏楽団と中学・高校生の合同演奏会については、動画投稿サイトのYouTubeによるライブ配信も同時にを行う計画としている。また、3月には、地域の市民吹奏楽団による、たまほくミュージックフェスティバルを計画するとともに、吹奏楽フェスティバルでは、市内の中学・高校の吹奏楽部の定期演奏会を集中的に開催することを計画し、「吹奏楽のまち こだいら」の機運を引き続き盛り上げていきたいと考えている。

表の右から2番目の列には、郷土の歴史的文化の継承及び地域の振興に関する事業の計画案を掲載している。11月に、みんなのまちこだいらと題して児童絵画コンクールを、1月には丸ポストフォトコンテストを、3月にはルネフォトコンテストと、3つの展示事業を計画しているほか、10月には、市内の障がい者施設へ、吹奏楽演奏の出前コンサートを実施する予定で計画をしている。

表の一番右の列には、小平市から受託する文化芸術に関する事業と、施設の管理運営に関する事業の計画案を掲載している。小平市から受託する事業については、小平市から二十歳の集いの業務の一部を受託する事業を計画している。施設の管理運営に関する事業では、11月に、コンサート中に地震、火災が発生したことを想定して、お客様にも実際に避難訓練に参加していただく、避難訓練コンサートを計画し、防災意識の向上や、非常事態における職員のスキルアップを図りたいと考えている。また、令和5年度から実施をしている、バックスステージツアーを9月に、こどもレセプショニスト講座を12月に計画をしている。

令和7年度 小平市民文化会館自主事業計画案全体としては、合計55事業を計画案としている。以上が、令和7年度 小平市民文化会館の自主事業計画案の概要である。

次に、令和7年度 小平ふるさと村の自主事業計画案の概要をご説明申し上げる。第1号議案資料の3ページ、A4版縦長の、令和7年度 小平ふるさと村 自主事業分類別・月別計画表(案)をご覧いただきたい。表の左半分の列に「郷土の歴史的文化の継承に関する事業」の計画案を掲載している。親子体験教室として、4月から5月にかけて、紙のこいのぼり作りを計画しているほか、6月と7月には、郷土・伝統文化体験事業を計画している。また、7月には、七夕短冊づくり、12月には、もちつき体験会、2月には、節分の豆まきといった、日本の伝統行事を体験できる事業を計画するほか、参加型事業として、4月に、ベーゴマ教室、7月には、文化財を害虫やカビなどから守るために、建物を煙でいぶす保守作業の、燻蒸作業の様子を一般公開し、作業の説明も行う、建物燻蒸体験会を行うほか、7月、8月、1月、2月を除く、主に第三日曜日には、紙芝居サークルとの共催事業で、紙芝居を楽しもう、の実施を計画している。展示事業については、4月に、こいのぼり・五月人形の展示、7月に、盆棚の展示、10月に、十五夜の展示、おかまさまの展示、十三夜の展示、11月に、亥の子のぼたもちの展示、エベスコの展示、12月に郷土かるたと、なつかしいおもちゃ展、鏡もちの展示、1月に、あぼひばの展示、まゆ玉の展示、エベスコの展示、昭和の結婚式の展示、2月から3月にかけて、ひな人形の展示と、小平に伝わる年中行事の展示を季節ごとに行う計画としている。この他、通年の事業として、小学校の団体見学の受け入れを計画している。

表の右半分の列には、「地域の振興に関する事業」の計画案を掲載している。令和7年度も、小平ふるさと村の特性を生かした事業を計画して、小平ふるさと村に賑わいを持たせるとともに、地域の振興を図る。主な事業としては、4月に、福祉施設や手づくり雑貨の作家団体などと連携して開催する、「春を楽しむ日」を計画している。また、5月には、ゴールデンウィーク企画と、古民家コンサートを計画していく。8月には、小平の夏の風物詩である「小平グリーンロード灯りまつり」の日程に合わせて、鈴木ばやし保存会、市内大学などの団体と連携して、小平ふるさと村を、灯りまつりの会場の一つとして参加する計画としている。11月には、ふるさと村の村まつりや、武藏野手打ちうどん保存普及会と共に、麦まき日待ち秋のまつりを、3月には、ふるさと村公演として、和楽器演奏会を計画している。この他、小平ふるさと村を訪れた方から、市内及び周辺の見どころをお尋ねいただいた際にはご案内をするといった観光案内も、通年の事業として行っていく。また、JA東京むさしと連携して、例年は年2回程度実施している、小平産の花苗などを販売する「園芸大市」についても、JA東京むさしと連携、協力していく予定である。令和7年度についても、引き続き、小平市や小平市文化協会、関係団体と連携して、事業を計画していく。令和7年度 小平ふるさと村自主事業計画案全体としては、合計43事業を計画案としている。以上が、令和7年度小平ふるさと村の自主事業の計画案の概要である。事業計画案の説明は以上である。

事務局からの報告後、次のような質問があった。

剣持理事 小平市民文化会館での事業について、啓発系事業と育成系・支援系事業とはどのような定義で区分しているのか。また、小平ふるさと村について、屋外施設であり夏期は猛暑となることが予想されるため、対策を検討しできる範囲で実施してほしい。

新井事業課長 事業は、定款及び第1次経営計画の運営方針に基づいて計画し、実施している。定款に事業の区分が規定されており、第4条第1項第1号として「文化芸術の振興に関する公演及び

展示の実施に関する事業」、第2号として「市民の自主的な文化芸術活動の育成及び支援に関する事業」、第3号として「郷土の歴史的文化の継承及び地域の振興に関する事業」、第4号として「小平市から受託する事業」、第5号として「小平市から受託する施設の管理運営に関する事業」と定められている。その中で、第1号に該当するものとして鑑賞系事業と啓発系事業がある。啓発系事業について令和7年度の計画案で具体例を申し上げると、「吹奏楽のまちこだいら」を推進するために、吹奏楽に興味を持っていただけるように私どもから啓発する事業として、各音楽隊の演奏会などを計画している。一方で、育成系、支援系事業については、第2号にある通り「市民の文化芸術活動の育成及び支援」のため、例えばこだいら雨情うたまつりであれば、こだいら雨情うたまつり実行委員会、市民ピアノリレーであれば参加する市民の皆様の自主的な文化芸術活動を支援、育成していく事業である。

ふるさと村の猛暑対策については、当財団としても昨今の夏季の猛暑は来園者数にも影響があると認識している。旧神山家住宅主屋は一般的な現代建築に比べると中が涼しいため、いつでもお入りいただけるようにする、ミストのような形で園内に水を噴霧する、職員用も兼ねて屋外用のスポットクーラーを活用する、柿の木公園に芝生を植えるなどの対策に取組んでいる。

栗山理事 小学校の出前コンサートの実施校が9校というのは例年と同程度の規模か。小学校への出前コンサートは啓発系事業であるのに対し、同様のアウトリーチ事業として地域の振興に関する事業の中に障がい者施設への出前コンサートがあるが、違いは何か。ガスミュージアムや平櫛田中彫刻美術館での出前コンサートはどちらの区分になるのか。

また、小平ふるさと村での観光案内について、どのように状況を把握しているか。

新井事業課長 小学校への出前コンサートについては、令和5年度は7校、令和6年度は9校と、実施校数は増えている。例年、各学校へ希望を調査して実施しているが、訪問できる学校数を超える希望をいただいている、引き続き丁寧に説明をし、できるだけ各学校の希望に沿えるよう努めしていく。小学校への出前コンサートは吹奏楽や音楽に興味を持つきっかけづくりの一つとして実施しているため啓発系事業として位置付けており、それ以外のガスミュージアム等での出前コンサートは、普段はそれぞれの施設を訪れる事のない方も含めて、出前コンサートをきっかけとして各施設を訪問することにつながるため、地域の振興に関する事業と位置付けている。

小平ふるさと村での観光案内については、グリーンロード沿いということもあって、近隣の方だけでなく、自転車などで遠くから来られる方も多く、周辺の施設等に関してご質問をいただいた際には、適宜見どころをご案内している。個別のご質問についての記録はとっていないが、ある程度の団体で事前に案内を求められるような場合は、日報に記録を残している。

栗山理事 出前コンサートを小学校で行う場合と、障がい者施設で行う場合、ガスミュージアムや平櫛田中彫刻美術館で行う場合で、どのような費用分担で事業が実施されるのか。

新井事業課長 出前コンサートに関しては、訪問先に関わらず、出演者の公演料は当財団が担う。会場費はそれぞれの施設内であれば基本的にはかからないが、会場費や会場準備にもし費用がかかるようであれば、訪問先の学校や施設が負担することになる。基本的には訪問先には費用負担はないものととらえている。

剣持理事 小平ふるさと村について、サイクリングやウォーキングで通りかかっても、風景に埋没してしまったり、にぎわいが感じられなかつたりして、観光施設・啓発的な施設だということが伝わりにくいいのではないか。當時、団子屋が開かれているとか、農作業をする人の展示があるとか

といったことがあると、活性化していくのではないかと思うので、すぐには無理であろうが、もう少し人の関心を引くような施設になるとよい。

新井事業課長 ご意見として承る。

#### （5）第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 就業規則の一部改正について」

関口議長の求めに応じて、首藤事務局長から次のように説明された。

首藤事務局長 第2号議案、公益財団法人小平市文化振興財団 就業規則の一部改正について、ご説明を申し上げる。

本案は、高年齢者雇用安定法の改正や、国家公務員法、地方公務員法の改正に伴い、小平市において関係条例の規定が改正されたことを受けて、当財団の就業規則についても、市に準じて改正するものである。改正内容は大きく2点ある。

1点目は、定年の年齢である。高年齢者雇用安定法において求められている、65歳までの安定した雇用の確保のための措置のひとつとして、財団職員の定年を現在の60歳から65歳に引き上げるものである。

2点目は、管理監督職勤務上限年齢の規定である。財団職員の管理職に勤務上限年齢を定め、その年齢以降は原則として管理職以外の職に降任することを規定するもので、小平市では地方公務員法に基づき、管理監督職勤務上限年齢を60歳と定めているので、当財団の就業規則においても、同様に60歳と定めるものである。

これらの2点に加え、それぞれに対する特例を定める規定や、その他所要の改正を行うものである。施行期日については、来年1月1日を予定している。

説明は以上である。

事務局からの報告後、次のような質問があった。

栗山理事 禁止事項を新設する理由は何か。

首藤事務局長 公務員、民間企業を含め、職員としての一定の強いルールが定められていることが近年では一般的である。信用に関することや、守秘義務、兼職の原則禁止などの職員として当然守らなければならない事柄が明文化されていなかったことが、過去からの課題でもあったので、今回の改正に伴って禁止事項を明文化した。

#### （6）第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 職員の給与に関する規程の一部改正について」

関口議長の求めに応じて、首藤事務局長から次のように説明された。

首藤事務局長 第3号議案、公益財団法人小平市文化振興財団 職員の給与に関する規程の一部改正について、ご説明を申し上げる。改正内容は大きく3点ある。

まず1点目として、先ほど決議をいただいた就業規則の定年引上げに伴う給料月額7割措置の規定である。これは、当分の間、60歳に到達した日後の最初の4月1日以降、給料の月額を7割とするものである。

2点目は、管理監督職勤務上限年齢調整額の規定である。こちらについても、先ほど就業規則の一

部改正のご説明の中で申し上げた、監理監督職勤務上限年齢の規定に関連した改正である。管理職の職員は、管理監督職上限年齢に達したことによる降任及び給料月額7割措置により、給料が二重に引き下げられることとなることから、当分の間、管理職時の給料月額の7割水準となるよう、管理監督職勤務上限調整額を支給するものである。

3点目は給料表の改定である。こちらは現在、小平市議会12月定例会において、「小平市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が上程され、審議されているところである。当財団の給与制度については、小平市に準じていることから、小平市に準じ、全般的に給与の月額を引き上げるものである。

本改正案の施行期日については、来年1月1日とするが、給料表については、本年4月1日からさかのばって適用するものとする。なお、本改正案は、給料表の部分については、現在開会中の小平市議会12月定例会で給与条例の改正議案が、本年12月18日に最終日を迎える本議会において、可決された場合に効力を有するものとの条件付きでご審議いただくようお願い申し上げる。説明は以上である。

事務局からの報告後、次のような質問があった。

剣持理事 民間企業であれば、能力のある人なら60歳、70歳になっても相応の報酬を支払うべきだという考え方もある。属人的な問題であり判断が難しいが、ある年齢を超えたからと言って一律に給料を3割カットするというのは適切なのか。

首藤事務局長 当財団の職員には、固有職員だけでなく小平市からの派遣職員もいるため、従来、基本的に小平市のルールに準じて運営してきている。国家公務員、地方公務員を中心としてこのような改正があり、当財団もそれに準じていくつもりであるが、それまでの公務員の60歳以上の就業に伴う給与体系と比べると、主に収入面においてかなり改善されている。従前は、年金が支給される65歳までのつなぎとして再任用職員という選択があったが、1週間の就業日数が4日間の短時間勤務となるため、定年前の役職に関わらず、収入はその勤務時間相応のものであった。今回の改正では、直前まで支給されていた給料の7割措置となるので、収入は大幅に増えることになる。一方で、60歳が管理職の定年になるため、例えば60歳までは部長職として勤めていたとしても、それ以降は係長としての職務に就くことになる。

#### （7）第4号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 職員の被服貸与規程の廃止について」

関口議長の求めに応じて、首藤事務局長から次のように説明された。

首藤事務局長 第4号議案、公益財団法人小平市文化振興財団 職員の被服貸与規程の廃止について、ご説明を申し上げる。

従来、当財団においては、執務中の事務服の着用は義務とされていたが、昨今では、環境に配慮する考え方に基づいて、クールビズ・ウォームビズの期間の設定を廃止し、各人に服装の選択をさせるなど、職場における服装の考え方は変容してきている。小平市においても、本年11月1日から事務服の貸与を廃止し、執務中の服装については、職員各自による節度を守った服装とするよう改められたところである。このような社会一般の認識の変化や、市のルール改正を契機として、当財団においても、より柔軟に職員の服装が選択できるよう、本規程については廃止と

するものである。なお、当財団においては、コンサートなどの公演事業での接客の際など、一定のユニフォームがあることが望ましい場面があると考えているので、今後は、規程に代えて要綱を制定し、職員への被服の貸与について必要な事項を定め運用していきたいと考えている。施行期日については、来年1月1日を予定している。説明は以上である。

質疑はなく、関口議長が議案の可否を諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり可決された。

(8) 第5号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和6年度第2回評議員会の招集について」  
関口議長の求めに応じて、首藤事務局長から次のように説明された。

首藤事務局長 第5号議案「公益財団法人小平市文化振興財団 令和6年度第2回評議員会の招集について」、についてご説明を申し上げる。

本案は、評議員会招集について、定款第17条第1項の規定により、評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集することとなっていることから、その決議についてお諮りするものである。案件としては、定款第7条第1項において、先ほど、ご審議いただいた議事日程第3の第1号議案については、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならないと規定されていることから、今月17日火曜日の午前10時から当館において、第2回評議員会を開催し、ご審議をお願いするものである。説明は以上である。

質疑はなく、関口議長が議案の可否を諮ったところ、全員異議なく本案は原案どおり可決された。

(9) その他

首藤事務局長から、次のように報告があった。

首藤事務局長 当財団職員の期末手当、勤勉手当に関する要綱の改定についてご説明する。本日机上に配布している、「諸報告」と書かれた資料をご覧いただきたい。

現在、小平市議会で開会中の市議会12月定例会において、「小平市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の議案が提出され、審議されているところである。主な改正内容は、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を現行の4.65月から4.85月とするものである。なお、本年度については、12月期の期末手当・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.1月分引き上げて支給する。

当財団の給与制度については小平市に準じており、期末手当、勤勉手当の細目は、要綱で定めていることから、12月18日に最終日となる市議会12月定例会において、給与条例の改正議案が本会議で可決された場合に、当該要綱について市と同様の内容で改定を行うものである。報告は以上である。

事務局からの報告後、特に質疑はなかった。

続いて、永瀬総務担当主任から、第3回定時理事会の日程について連絡があった。

他に質問や意見はなく、午前11時30分、関口議長が閉会を宣言し会議は終了した。

議事録の作成に係る職務を行った者の氏名：総務課総務担当主任 永瀬泰史

以上この議事録が正確であることを証するとともに、議論内容を確認したことについて議長及び  
議事録署名人は次のとおり署名捺印する。

令和 年 月 日

代表理事（議長）

印

議事録署名監事

印

議事録署名監事

印